

ヴェルサイユ講和條約の第四百三十二條以下に規定せられてゐる「労働條約不履行に對する異議を審査すべき労働審理委員會」の委員は、各國の政府、雇主、労働者の三者から各一名宛を出すことになつてをり、其の選任は政府の推薦によることとなつてゐるのであつて、我國からは從來政府側委員として鎌田榮吉氏、雇主側委員として武藤山治氏、労働側委員として榎本卯平氏の三氏が就任して來た處、榎本卯平氏が死亡されたので、内務省社會局では其の後任に就て爾來各方面に涉つて陰衛中の處、本組合長濱田國太郎氏を推薦することに決定し、六年十一月二十日松本社會局長官から濱田組合長宛に其の内諾を求めて來たので協議の結果、受諾の方針を決定し、正式受諾の旨を同局長に送達した。

## 調査報告部

現實主義を基調とする本組合運動の健全性は、唯正確なる船内労働の資料によつてのみ保持せられるものと言ふも毫も過言ではない。

特に本年度の如く海運界の不況が益々その深度を増大し益々その没落的傾向を加へつゝある時期に於いては、是に因由する資本の狂燥的逆襲の前に、吾等の防衛陣を強化し吾等の生活權擁護の抗争を合理化するために、第一層船内労働の正確なる資料を必要とすると言ふまでもない。

此見地より調査部は六月末現在を以て毎年定期に船内労働調査をなすべき方針を確立し、本年度に於いてその第一回調査を行ひ、給食料、汽罐船掃除手當、年度手當、勤務手當、航海手當、時間外労働手當、危険手當等々に就いて各船内幹事諸君と協力してその報告を蒐集し、その結果九十九社、二百六十隻よりの詳細なる調査報告を得た。

此數字は吾國海運の現勢より見てもとより部分的たることを免れないが尙一般概況を推知するに足り、極めて貴重なる資料として本組合運動に貢献する處多大であつた。

組合運動が本年度最も其重點を置きたる海員失業對策中、失業防止の觀點より幾多の調査資料を基準として船員徴兵受檢手續の改善方を陸軍並通信當局に陳情し、遂に陸軍當局が組合の熱意を認められたる結果は五月八日兵役法施行令第七十八條の改正によつて現れたが組合は其受檢の實績について更に詳細なる調査を行ひ本問題に對する今後の運動に資することとした。

要之、調査部事業は組合各専門部との有機的關係に於いて特に重要な任務を有するものであつて、本年度の如き組合未曾有の受難期に處して組合運動がよく組合員大衆の期待を裏切りざりし一半の役割を果し得たことを私に喜とするものである。

## 失業海員救濟事業報告

海運經濟恐慌の深刻化するにつれて一昨年末以來繫船數は益々増加し、その必然的結果として失業海員數は各月増大の傾向を示し、昨年十二月末に於ては、普通船員のみにては四千四百四十六名、海事協同會調査による（ては海運界未曾有の大多數を算するに至つた。

海に職を失ひ陸に職を求むることの更に至難なる、之等失業海員の窮狀まことに默視し難いものがあつたので組合は昨年度に於て、組合基金中より六萬圓を支出し、更に職場にある組合員の寄附をまつて獨力にて、神戸其他六ヶ所の支部所在地に授